令和８年度

市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

令和８年度の「納税通知書」をお送りします。詳しい見方は右記コードのホームページからご確認ください。そのほか市ホームページでは、所得や控除の計算式などもご確認いただけます。

市民税・県民税・森林環境税 とは？

「市民税・県民税」は 、前年中（令和８年度は令和７年１月１日から12月31日まで）の所得に対して令和８年１月１日の住所地で課税される税金です。前年中の所得金額が一定以上の方に課税される**年額 4,000 円**の「**均等割**」と、前年中の所得金額に応じて課税される「**所得割**」からなります。

また、「森林環境税」は、国内に住所を有する個人に対して**年額 1,000 円**が課税される国税です。令和６年度から、「市民税・県民税」の「均等割」と併せて納付していただいています。

税額の計算について

① 非課税

前年の合計所得金額（※1）が次の金額以下の方は**非課税**です。

- 障害者、未成年者、寡婦・ひとり親の方　135 万円
- 均等割の非課税基準

扶養親族等がいる方　31 万５千円 ×（扶養親族等の数＋1）＋28 万９千円

扶養親族等がいない方　41 万５千円 ※2

※2 給与収入では 106 万５千円、65 歳以上の方の年金収入では 151 万５千円に相当します。

② 均等割と森林環境税が課税

合計所得金額（※1）が①の均等割の非課税基準を超え、総所得金額等（※3）が次の基準以下の方は、**年額５千円（均等割と森林環境税）**のみ課税されます。

- 所得割の非課税基準

扶養親族等がいる方　35 万円 ×（扶養親族等の数＋1）＋42 万円

扶養親族等がいない方　45 万円 ※4

※4 給与収入では 110 万円、65 歳以上の方の年金収入では 155 万円に相当します。

③ 均等割と森林環境税と所得割が課税

総所得金額等（※3）が②の所得割の非課税基準を超えた方は、均等割、森林環境税に加え、一般的に次の式により算出された**所得割**が課税されます。

所得割 ＝（収入 − 必要経費 − 所得控除額）× 税率 − 税額控除額

- 収入 − 必要経費：所得金額 ※5
- 所得控除額：扶養控除、医療費控除、基礎控除 など
- 税率：市民税 6%、県民税 4%
- 税額控除額：住宅ローン控除、寄附金控除 など

❗ 所得金額≦所得控除額のとき、所得割は課税されません。

※1　合計所得金額とは、各所得を合計した金額です。
※3　総所得金額等とは、合計所得金額に純損失・雑損失等の繰越控除を適用した後の金額です。
※5　給与や公的年金等については、必要経費に相当する金額が決められています。（給与所得控除、公的年金等控除）

？ 扶養の範囲内で働いていても課税されるの？

税法上の扶養親族等は合計所得金額が 58 万円以下の方です。税法上の扶養親族等になっていても、非課税基準（①）を超える方には「市民税・県民税・森林環境税」が課税されます。

なお、**社会保険**上の被扶養者の認定については、**加入している健康保険組合等**にお問い合わせください。

例）被扶養者の収入が給与のみの場合

扶養内かつ非課税	扶養内で課税（②の範囲）	扶養内で課税（③の範囲）	＼ 扶養の範囲外 ／
106 万５千円まで 所得　41 万５千円	110 万円まで 所得　45 万円	123 万円まで 所得　58 万円	所得 58 万円 超

納税の方法　所得の種類などに応じ、次の 1 ～ 3 の方法で納税していただきます。

1 普通徴収

納付書や口座振替により、納期限までに納付していただく方法です。
※ 給与や年金がある方でも、2 3 に該当しない方はこちらの納付方法です。

2 給与からの特別徴収

給与所得者に代わり、給与の支払者が毎月の給与から税額を差し引いて納入していただく方法です。なお、退職などの理由で給与から特別徴収ができなくなった場合、1 の方法で納付していただきます。

3 公的年金からの特別徴収

65 歳以上の公的年金受給者に代わり、公的年金の支払者が年金を支払う際に“公的年金”に対する税額を差し引いて納入していただく方法です。ただし、次の方は年金を受給していても 3 の対象外となり、1 の方法で納付していただきます。

① 公的年金の給付額（年額）が 18 万円未満の方
② 令和８年度の特別徴収税額が公的年金の給付額（年額）を超える方
③ 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方　など

※ 法令により、給与に対する税額を公的年金から、あるいは、公的年金に対する税額を給与から特別徴収することはできません。例えば、給与と公的年金の収入がある方で、公的年金が 3 の対象外となった場合には、公的年金に対する税額は 2 で徴収されず、1 の方法で納付していただきます。

! 二重納付ではありません

前年中の所得に対し年税額が算出されます。
所得の種類が複数ある方は、その年税額を 1 ～ 3 の組合せで納税していただく場合がありますが、**二重納付ではありません**のでご安心ください。税額の内訳については、お送りした納税通知書をご確認ください。

※ 所得の種類と納税方法の例



よくある質問



熊谷市に住んでいないのに熊谷市から通知が届きました。どうして？

令和８年１月１日は、熊谷市にお住まいでしたか？

令和８年度の市民税・県民税・森林環境税は、令和８年1月1日にお住まいだった市区町村で課税されます。そのため、市外にお引越しされた場合でも、現在お住まいの市区町村ではなく、熊谷市から通知が送られる場合があります。





今年度から新しい制度が始まると聞きました。
どんな制度が新しくできましたか？

主なものとして、令和８年度の市民税・県民税から、給与所得控除が見直され、給与収入金額が 190 万円以下の方の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。また、大学生年代のお子さんなどの特別控除（特定親族特別控除）が新設されました。
控除額など詳しくは市ホームページからご確認ください。





そのほかのお問合せの際は、お送りした納税通知書等をお手元にご準備ください。
お問合せ：熊谷市 総務部 市民税課 TEL 048-524-1111（内線 246、247）